

夏の節電にご協力を！

今夏が、もし平成22年夏並みの猛暑となった場合でも、電力は安定して供給できる見通しです。
しかしながら、この見通しには市民・事業者のみなさまの節電行動による効果が見込まれています。
また、不測の事態によって電力に余裕がなくなることも考えられるため、安定供給には、一人ひとりがこれまで取り組んできた節電を、今夏も引き続いて実施することが不可欠です。
無理のない範囲で、節電の着実な実施にご協力をお願いします。

●今夏の節電のお願い

【節電の目安】 平成22年夏対比で9%削減を目安とし、昨年並の節電を実施します。

【期間】 9月30日までの平日のみ
※8月13日(火)・15日(木)を除く。

【時間】 9時～20時

【留意事項】 高齢者や乳幼児、体調が悪い方がおられるご家庭では、健康上支障のない範囲での節電をお願いします。

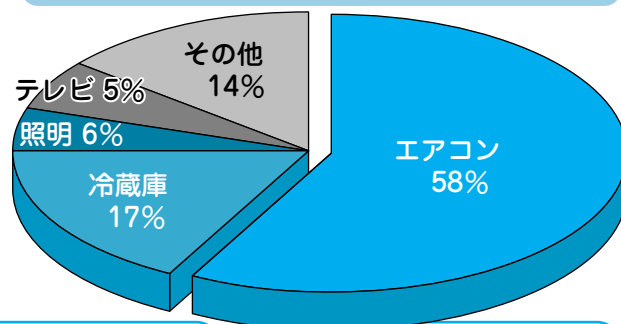
●節電のポイント

夏の日中、家庭における消費電力では、エアコン、冷蔵庫、テレビ、照明が8割超を占めています。これらを中心に、節電すると効果的です。

問い合わせ

市民安全部生活課（滝野庁舎）
☎48・3528

在宅世帯の夏の昼間(14時頃)の電気機器の使用例



【エアコン】

- ・室温は28℃を目安に設定。
- ・「すだれ」や「よしず」等で日差しをカット。
- ・フィルターはこまめな掃除を心掛ける。
- ※エアコンの頻繁なオン・オフはかえって電力の無駄につながります。ご注意ください。



【冷蔵庫】

- ・冷蔵庫内の温度設定を『強』から『中』に変更する。
- ・ドアの開閉は、回数も時間も少なくする。
- ・つめこみ過ぎに注意する。



【テレビ】

- ・見ないときは消す。
- ・画面の輝度を下げる。
- ・画面を掃除してきれいな状態を保つ。
- ・主電源を切るよう習慣付ける。



【照明】

- ・不要な照明は消す。
- ・こまめに掃除する。
- ・器具の買い替え時には、積極的に省エネ型を採用する。



消費生活相談窓口からのお知らせ

還付金詐欺にご注意！

「オレオレ詐欺」等の振り込め詐欺の相談は減少した時期もありました。
しかし、最近では、市役所や社会保険事務所など公的機関の職員を名乗り、医療費等の還付金手続きのためにATMへ誘導して送金させる「還付金詐欺」の相談が増えています。

還付金詐欺の特徴

- ◇「携帯電話」を持って「ATM」と言われたら還付金詐欺の疑いが非常に強いです。
- ◇警戒が厳しい金融機関のATMではなく、コンビニやスーパー、最近では病院や市役所のATMへ誘導します。
- ◇「今日中」「1時間以内」などと手続きを急がせ、冷静に考えたり周囲に相談する余裕を与えません。

○公的機関の職員が還付金受け取りのためにATM操作を行うよう電話をすることはありません。
内容確認のためにご連絡させていただくことはありますが、電話のみで医療費や保険料、税等の還付の手続きを求めたり、ATMの操作を求めたりすることはありません。

※医療費や保険料、税等の還付がある場合は、申請書等をいただいたうえで、振込させていただきます。

○すべて相手の言葉を信用してはいけません。相手の身分や電話番号を確認して、関係機関に問い合わせましょう。

○振り込む前には、必ず家族に相談しましょう。

困ったときには、すぐに消費生活相談窓口（滝野庁舎）に相談してください。

問い合わせ 加東市消費生活相談窓口（滝野庁舎生活課内）
☎48・3528

「女性のがん」個別検診の検診料を助成します

加東市では、女性のがん（子宮頸がん・乳がん）の個別検診を受診される方に受診料の一部を助成します。ご自身の健康のために、ぜひ女性のがん検診を受診してください。

○対象者

集団検診を受診されていない市内在住の女性で、平成26年4月1日現在で次の年齢の方

- ・子宮頸がん検診
- ・20歳以上の偶数年齢の方
- ・乳がん検診
- ・40歳以上の偶数年齢の方

○申込期間

平成25年8月15日(木)～11月29日(金)

○受診期間

平成25年9月2日(月)～12月27日(金)

○受診病院

加東市民病院

○助成の手続き

助成希望者には利用券をお渡しします。健康課に備え付けの「女性のがん個別検診料助成交付申請書」を記入し、提出してください。

※必ず印鑑を持参してください。

○受診予約

助成の手続きを済ませた後、加

東市民病院（☎42・5511）へ電話で受診日の予約をしてください。

○個人負担金

- ・子宮頸がん検診 3,398円
- ・乳がん検診 5,730円

※受診当日、利用券に個人負担金を添えて、加東市民病院の受付に提出してください。

※いずれの検診も、後期高齢者医療保険加入者、生活保護を受給されている方は無料です。

申し込み・問い合わせ

市民安全部健康課（中央図書館2階）
☎43・0435



児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届を提出してください

8月以降の受給について、世帯の状況や所得を確認するため、現況届の提出をお願いします。提出されない場合、手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

なお、児童扶養手当の受給資格者で、6月末に「一部支給適用除外届（緑色の用紙）」が届いた方は、現況届と併せて提出してください。「一部支給適用除外届」の提出が遅れた場合や、提出されない場合は、支給額が減額されますので、必ずご提出ください。

8月9日(金)は児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給日です

通帳の記帳等により、振込の確認をしてください

提出先・問い合わせ
福祉部子育て支援課（社庁舎） ☎43-0408

ジェネリック医薬品差額通知書をお送りします



加東市国民健康保険に加入されている一部の方に、8月中旬頃、ジェネリック医薬品差額通知書をお送りします。

このお知らせは、現在処方されている薬をジェネリック医薬品（※）に変えることで薬代がどれくらい安くなるかをお知らせするものです。

ジェネリック医薬品への切り替えを希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品差額通知書についてのお問い合わせは、通知書に記載されていますコールセンターへお願いします。

※ジェネリック医薬品とは

薬の特許期間経過後に、別のメーカーが製造販売するもので、先発医薬品と同等の効能・効果を持つ安価な医薬品のことです。



問い合わせ 市民安全部保険・医療課（滝野庁舎）
☎48-3002